相談室

航空会社が運航停止! 今回のテーマ:

苦情事例に学ぶ(48) 監修 弁護士 三浦雅生

とって明るい年にな 年一年が旅行業界に ることをお祈り申し とうございます。今

あけましておめで



回はその一部を紹介します。 はこの件での相談・苦情が数多く寄せられました。今 社が経営難のため急遽運航を停止し、消費者相談室に さて昨年11月、日本に乗り入れていた外国の航空会

申し出内容はこうです

- ①募集型企画旅行契約を締結している出発前のお客様
- ①旅行会社から航空会社を変更するので旅行代金 を変更(値上げ)するとの連絡があった
- ②募集型企画旅行参加中に運航停止が発表になったお (2)旅行会社から旅行を中止するとの連絡があった
- ①旅行会社が手配した復路代替便で帰国したが、 現地で高額な航空券代を支払った
- (2)旅行会社が復路代替便を手配してくれない

解決に向けての指針

旅行会社は①の申し出に対しては旅行業約款・募

②の申し出に対しては同第23条に定められた「旅程管 集型企画旅行契約の部第13条「契約の変更」、同第14 理」責任を負うことになります。 旅行開始前の解除」に則って対応することになり、 「旅行代金の額の変更」、同17条「当社の解除権等

額を変更すること」ができます(同第14条5号)。 該契約内容の変更の際にその範囲内において旅行代金の 容を変更することができます (同第13条)。そして「当 航停止は「運送機関の旅行サービス提供の中止」であり 「当社の関与し得ない事由」に該当しますので、契約内 まず①について考察してみましょう。航空会社の運

ずれかを手配する義務があるからです。 程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、前項 場合」は旅行代金の変更はできず、他の航空会社を手 交付している場合」に限ります。「ハ・航空会社を複数 たすべての旅行契約で旅行代金を変更できるかという の募集広告)に記載するところによります」とあること 条2項に「当社が募集型企画旅行契約により手配し旅 配しなければなりません。なぜなら「ハ」の場合、同9 列記したコースで、確定書面をお客様に交付していない 複数列記したコースで、当該航空会社を利用する旨を から、旅行会社は複数列記された航空会社の中からい の契約書面(注:通常はパンフレットやウェブサイト上 記載した確定書面(いわゆる最終日程表)をお客様に と、そうではありません。旅行代金を変更できるのは 「イ.当該航空会社指定のコース」、「ロ.航空会社を では運航停止になった航空会社を利用する予定だっ

は可能ですが、同第16条2項2号「第14条第1項の規 定に基づいて旅行代金が増額されたとき」に当たる なお「イ」、「ロ」では旅行代金の変更(値上げ) お客様は取消料を支払うことなく契約を解除

(キャンセル) できます。

契約を解除(旅行を中止)する場合はどうでしょう 機関の旅行サービス提供の中止」という「当社の関与 か。まず「イ」、「ロ」は同第17条1項7号の「運送 んその場合、お客様に取消料を請求することはできま し得ない事由」ですので旅行を中止できます。もちろ 次に代替便が確保できない等の理由で旅行会社から

あります。 施できない場合、債務不履行責任を問われる可能性も ともできません。もし代替便の手配ができず旅行を実 旅行代金を変更できないのと同様に旅行を中止するこ た航空会社の中からいずれかを手配する義務があり、 ところが「ハ」の場合には前述の通り複数列記され

ラブル防止のために現地でお客様に丁寧な説明をして 費用は出来る限り抑えなければなりません。どうして 替サービスの手配を行う」ことが定められています おくことが必要でしょう。 も高額な運賃でしか代替便を手配できないときは、ト よう努力すること」とされています(同)から、追加 す。旅程管理は「契約内容の変更を最小限にとどめる 行会社は「契約内容を変更せざるを得ないときは、 (同第23条2項)。これを「旅程管理責任」と呼びま ②についてはどうでしょうか。このような場合、

限の努力をすることが求められます。 るものではありませんが、約款の主旨に照らして最大 がって代替便を手配できなくても直ちに責任を問われ なお旅程管理責任は努力義務とされています。した